

福井市コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 一般財団法人自治総合センターの助成金を原資として行うコミュニティ活動に直接必要な施設又は設備の整備に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、コミュニティ組織とは、自治会、自治会連合会等の地域に密着した団体（専ら趣味や芸術等に限定した団体は除く）をいう。

（対象事業）

第3条 補助金の交付の対象は、コミュニティ組織が実施する次の事業とする。

- （1）一般財団法人自治総合センターの当該年度コミュニティ助成事業に採択された事業
- （2）当該補助対象事業につき国等の補助金を受けていない事業

（補助金の金額）

第4条 補助金の金額は、当該補助対象事業に要した経費が1,000,000円以上の当該額又は2,500,000円のいずれか低い額（100,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額）とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、コミュニティ助成事業補

助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

（1）事業実施計画書・予算書（様式第2号）

（2）コミュニティ組織であることを証する書類

（3）申請に係る補助対象事業により整備される施設、設備等の一覧

（4）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請（以下「交付申請」という。）があったときは、一般財団法人自治総合センターの採択の状況に基づき当該交付申請に係る書類等を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請をしたものに通知するものとする。

（事業の内容等の変更）

第7条 前条第2項に規定する補助金の交付の決定を受けたコミュニティ組織（以下「交付団体」という。）は、交付の決定後、交付に係る補助対象事業（以下「当該事業」という。）の内容を変更する場合は、必要な書類を添えてコミュニティ助成事業補助金交付変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（表示の義務）

第8条 交付団体は、当該事業により整備される施設、設備等に、一般財団法人自治総合センターが別に定める表示を行わなければならない。

（実績報告）

第9条 交付団体は、当該事業が完了した後15日以内に、コミュニティ助成事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に

報告するものとする。

(1) 領収書又は納品書等支払関連資料

(2) 管理運営規定

(3) 保管場所を説明した書類

(4) 整備施設・設備の購入及び宝くじ助成の広報表示が適正に行われていることが確認できる写真

(5) 宝くじ助成の広報表示に使用したシール、プレート等

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、交付団体から前条の規定による報告があったときは、補助金の額を確定し、コミュニティ助成事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、当該交付団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条に規定する通知を受けた交付団体は、コミュニティ助成事業補助金交付請求書（様式第7号）にコミュニティ助成事業補助金額確定通知書の写しを添付して、市長に補助金の交付の請求をするものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、申請者からの請求により補助金を概算払により交付することができる。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の請求があったときは、当該請求をした交付団体の指定する金融機関等の口座に振り込むことにより、補助金を交付する。

(関係書類の保存)

第13条 交付団体は、事業の実施に関する台帳など証拠書類について、対象事業が完了した日から5年間保存しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し)

第14条 市長は、補助金の交付決定後、規則に定めるほか、一般財団法人自治総合センターが当該事業の採択を取り消し又は変更したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取り消し部分に関しすでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もその効力を有する。

3 前項の規定にかかわらず、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業が廃止になったときには、この要綱も効力を失う。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和4年3月31日から施行する。